

令和6年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和6年3月6日（水） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時15分

場所 第1委員会室

出席委員 関根信明委員長
千葉達也副委員長
尾花瑛仁委員、藤井健志委員、細田善則委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、
田村琢実委員、細川威委員、白根大輔委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員

欠席委員 なし

説明者 中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、
都丸久政策・財務局長、仲山良二地域経営局長、
中村克参事兼地域政策課長、若松孝治企画総務課長、
鈴木健一計画調整課長、関根章雄財政課長、三橋亨行政・デジタル改革課長、
横溝隆夫デジタル政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、
梶一之市町村課長、小山省吾土地水政策課長、近藤光交通政策課長

廣川達郎会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長

西村朗監査事務局長、新井裕之監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
森田克枝監査第二課長

田中雅章金融課副課長

伊藤麗子畜産安全課家畜衛生幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第22号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第45号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）	原案可決

第56号	令和5年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第57号	令和5年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第58号	令和5年度埼玉州市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑】

尾花委員

- 1 第22号議案について、今回の改正による県財政への影響はどうか。
- 2 家畜注射手数料のうち豚熱の注射を減額する理由と、積算根拠を伺う。
- 3 第23号議案について、なぜこの時期に改正するのか。
- 4 第25号議案について、新たに導入される国外転出者の本人確認の仕組みと、改正による県民への影響はどうか。
- 5 第26号議案について、現在、マイナンバーを用いた情報連携事務にはどのようなものがあるのか。また、今回の改正は、県にどのような影響があるのか。

財政課長

- 1 今回の条例改正による県歳入への影響は、1,432万円の減収と見込んでいる。家畜注射手数料のうち豚熱の注射において、知事認定獣医師等による豚熱の予防注射が可能になることから、この手数料の対象となる県獣医師による豚熱の予防接種予定数が減少すること、手数料が320円から270円に減額になることなどが影響する。
- 2 今までは豚1頭につき1本の注射器を使用していたが、連続注射器の使用により、1本で20頭ないし50頭連続して注射することが可能となり、作業の効率化を確認することができたため、実態に合わせて、家畜注射手数料の見直しを行うものである。この手数料の積算に含まれる主なものは、人件費と消耗品費であるが、連続注射器を使用することで作業時間が削減されることから、人件費を50円減額し、320円から270円としている。
- 3 この条例は、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたコロナウイルスを対象に、まん延防止、県民に対する医療提供体制の整備、県経済の回復及び活性化を目的に、令和2年5月1日に設置したものである。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行したほか、国の地方創生臨時交付金についても、その対象要件から新型コロナウイルス感染症を除外するなどの対応がされている。社会経済の正常化が進み、新型コロナウイルス感染症の対応も落ちついてきた状況を踏まえ、設置目的を変更するとともに、附則において、その資金の一部を一般会計に繰り入れる規定を設けて、財政需要に応じて今後の感染症対策に幅広く活用できるようにするものである。

情報システム戦略課長

- 4 国外に転出すると住民票が削除されるため、これまでは住基ネットシステムで国外転出者の情報を確認することができなかったが、戸籍の附票を活用することで、国外転出者の本人確認をできるようにするものである。戸籍の附票に、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報を記載する法改正を行い、これらの情報を個人認証基盤として活用することで、住民票が削除された国外転出者についても、住基ネットシステムで本人確認ができるようになる。今回の改正の影響を直接受けるのは、国外転出者である。郵送などアナログな方法で確認を行っていたが、住基ネットシステムで確認できるようになるため、地方自治体の事務が効率化される。そこで生み出した時

間を行政サービスの改善につなげていくことで、条例改正の効果を他の県民にも還元していく。

- 5 本県では、生活保護の決定、精神障害者保健福祉手帳の交付、特別県営住宅の管理に関する事務、県立高等学校等学び直し支援金の支給など、現在46の事務でマイナンバーを用いた情報連携を活用している。今回の条例改正は、法改正に伴う文言修正で、県が行う事務や権限等が変わるものではないため、実務上の変化はない。今後は、マイナンバーを用いた情報連携をより速やかに開始できるようになるため、マイナンバーの活用が進み、行政事務の効率化につながると考えている。

尾花委員

- 1 なぜ連続注射器の使用を当初から想定できなかったのか。
- 2 設置目的からまん延防止と県民に対する医療提供体制の整備を削除するが、今後、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症による感染拡大が起きた場合に、財政的対応はどのように行うのか。

財政課長

- 1 令和元年に豚熱が発生した際に初めてワクチンを使用したが、緊急にワクチンの接種体制を整える必要があった。当時から連続注射器は市販されていたが、本県の家畜保健衛生所では豚熱ワクチンのような大量接種の実績がなく、連続注射器を使用して効率的に打てるエビデンスがなかったため、1本ずつの注射器を使用する想定で手数料を設定した。連続注射器を令和4年4月頃から試験的に運用し、令和5年4月から本格導入しており、効率的に接種できることが確認できたことから、連続注射器の使用を前提とした手数料の見直しを行った。
- 2 この基金は、新型コロナウイルス感染症に限定されており、今後新たな感染症が発生した場合は使えない。今後の対応については、事前の備えの強化が必要であることから、感染症の発生やまん延時に備え病床確保の協定を結んでいる医療機関が行う施設整備などへの補助や衛生研究所の検査機能の増強などを令和6年度当初予算に計上している。新たな感染症が拡大したときは、まずは既定予算の中で対応していくが、それを上回る需要があった場合は、今回、新型コロナウイルス感染症対策推進基金から100億円余りを取崩して財政調整基金に積み直すので、補正予算などをお願いして機動的に対応していく。それ以上に感染拡大するような場合は、国に財源措置などを要望しながら、適切に対応していく。

藤井委員

- 1 第24号議案について、本県では、児童心理司や児童福祉司などの専門職について、国が定める配置基準に満たない状況で運営されているが、今回の条例改正により、基準を満たすことができるのか。
- 2 第55号議案の出納運営費に関連して質問する。証紙廃止に伴うキャッシュレス化により、運転免許センターなどで混乱が生じているという報道があったが、どのように対応しているのか。
- 3 キャッシュレス決済について、JCBカードは電子申請については対応しているが、窓口申請は対応していない。どのような課題があり、どのように取り組んでいるのか。今回、入札差金などの活用を検討しなかったのか。
- 4 公営競技事業収入について約50億円増額補正している。特に自転車競技においては

43億円増額となっているが、急激に伸びた要因は何か。

行政・デジタル改革課長

- 1 令和6年4月1日付けの増員後でも、児童福祉司は53人、児童心理司は69人の不足となっており、基準を満たしていない。

出納総務課長

- 2 運転免許センターから、1月当初に近隣のコンビニエンスストアで一時的に混雑が生じたという報告を受けている。これは電子マネーのICカードの在庫不足などにより、コンビニエンスストアでの支払い希望者が一時的に急増したことなどが原因であるが、現在は既に混雑は解消していると聞いている。運転免許センターでは、更新はがきの記載をより分かりやすくするなど、円滑な手続の実施に向けて、様々な改善に取り組んでいる。引き続き、関係課所と連携しながら、キャッシュレス決済が難しい方にも十分に配慮した、きめ細かな周知と窓口対応が実施できるように進めていく。
- 3 JCBカードは、会社の方針として基本的に都市銀行系とは加盟店契約をしないため、JCBカードの利用を条件とした場合には、限られた決済業者しか入札に参加できない。そこで、今回はビザ及びマスターカードの2種類を対象とした。しかし、県民からJCBカードを使えるようにしてほしいという要望が多数寄せられていることなどを勘案し、関係事業者と追加導入に向けた協議を既に始めているところである。まずはできるだけ早期に関係事業者の了解が得られるように調整を進めていく。入札差金の活用については、仮に関係事業者から了解が得られたとしても、既存の契約内容の見直しに係る調整や入金データの管理のためのシステム構築などに一定の時間がかかるため、時間的に困難であった。令和6年度当初予算に計上している。

財政課長

- 4 公営競技事業収入については、公営競技事業特別会計の繰越金を計上したものである。公営競技の収益は一般会計に繰り入れることになっているが、毎年一般会計の決算における収支の状況を勘案して、公営競技事業特別会計からの繰入金を調整している。売上げについては、特に大きな増減はない。

藤井委員

- 1 配置基準に満たない定数を設定する主な要因は何か。
- 2 県に問合せをした方から、キャッシュレス化については議会在が決めたことなので仕方がないという説明をされたという話を聞いた。県としてどのように考えているのか。
- 3 直近の売上げが急激に伸びたわけではなく、繰入金を調整しているということだが、どのように調整しているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 採用が非常に厳しい状況になっている。令和5年度の福祉職の競争試験では、37人の募集定員に対して最終合格者が20人である。このような状況で定数だけを増やしても、採用する職員の質が下がってしまうおそれがある。そこで、採用数なども検討しながら計画的に定数を増やしていくことに取り組んでいる。引き続き、必要な増員について、総務部や福祉部と連携していく。

出納総務課長

- 2 今回の証紙廃止については、埼玉県DX推進計画のロードマップに位置付けて推進しているものであり、窓口のキャッシュレス化を進めるだけでなく、電子申請の環境を整えることにより、究極的には、申請から収納、通知など全てのプロセスをワンストップでデジタル化することを目指すものである。そのためには、350以上に及ぶ全ての関係課所の職員が、目的を認識し、主体性を持って事業を実施していくことが必要である。改めて周知徹底を図り、関係課所と連携しながら取り組んでいく。

財政課長

- 3 公営競技事業特別会計からの繰入れについては、当該年度の一般会計の収支や公営競技の経営状況なども勘案し、一般会計と特別会計の総合的な決算調整の中で繰入金額を年度ごとに決定している。

藤井委員

採用が厳しいという答弁があったが、東京都への人材流出も影響していると聞いている。処遇改善についても具体的に検討しなければいけない状況にあると思うが、国の基準を満たすために具体的にどのように取り組むのか。

行政・デジタル改革課長

処遇改善も含めて、関係部局、特に総務部、福祉部、人事委員会と連携をとり、定数を措置したらその分がきちんと配置できるように取り組んでいく。

細川委員

- 1 第24号議案について、今回、増員となるが財政上の影響はどの程度あるのか。
- 2 第45号議案について、包括外部監査の契約の相手方は、どのような方法で選定しているのか。
- 3 地方自治法では、「連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない」と定めており、連続3回までは契約を締結することができるが、どのような方針で県では2回としているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 21人の増員で、給与費への影響額は約2億円と想定している。
- 2 日本公認会計士協会埼玉会から2名の推薦者を頂いている。この2名について、副知事をトップとする外部監査人選任委員会で、他の自治体や県の指定出資法人など公的団体の監査経験、包括外部監査の補助人としての経験、県内の経済事情等に精通しているかなどの視点から1名を選任し、監査委員に意見を聞き、最終的に決定をして、議案として提出している。
- 3 包括外部監査人選任の基本方針で連続2回と定めている。1年目の経験と実績を次の監査に生かせること、2年にわたり計画的に監査テーマを考えていただくことが可能であること、また、2年で包括外部監査人を変更することで、新しい視点で監査していただけることが理由である。

細川委員

DXにより業務の効率化を進め、人的資源の最適化を行っていく一方で、少子高齢化が

加速度的に進み、人でしかできないような業務も増えていくと思われるが、職員定数の中・長期的な方針はどうか。

行政・デジタル改革課長

職員定数については、新たな行政需要、県政の重要課題に対応するために、常にスクラップアンドビルドにより、執行体制の効率化、不断の見直しを行うことが基本である。一方で、県民の身体、生命や財産に重大な影響を及ぼす児童相談所などについては、体制を強化する必要がある。災害対応など事前に想定することができないような要素があること、DXの取組を前提とした業務プロセスの見直しや、本庁と地域機関の在り方などについては、今後、本格的に検討を進めていくところであることから、現時点で見通しを立てることは難しい。しかし、一定の見通しを立てることは重要であるため、今後検討していく。

細田委員

- 1 第45号議案について、包括外部監査の監査テーマは、どの程度の周期で同一分野を設定しているのか。
- 2 毎年実施されている包括外部監査の指摘の数、質、的確さなどについて、どのように評価しているのか。
- 3 第55号議案について、基金の取崩しの中止や新たな積み増しを行うとのことだが、残高の目標額に向けて調整しているのか。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で122億円の返還金が生じた理由は何か。

行政・デジタル改革課長

- 1 包括外部監査の監査テーマについては、包括外部監査人が選定している。包括外部監査人の考え方によるため、周期が決まっているわけではない。
- 2 平成11年度から外部監査制度を導入しており、これまで392件の指摘を頂いている。全てについて適切に処置をし、監査委員に報告し、公表している。監査テーマは、年によって幅広いものから一つの事業に絞ったものもあるため、数で評価することは難しいが、適正に監査していただいていると考えている。

財政課長

- 3 今回の取崩しの中止と新たな積み増しにより、令和5年度末の残高見込みは約1,697億円である。ただし、後年度の交付税の精算措置分や、定年の段階的な引上げの影響の緩和分が含まれており、いわゆる財源調整に使える実質的な残高は約895億円になる。財政調整基金の全部を取崩し中止しているわけではなく、交付税の今年度精算される分に対応する約253億円などを残して、その他の取崩しを中止した。税収をはじめとした歳入の増や、歳出の減に伴い生み出された財源を適切に調整したもので、残高の目標額に向けて特別な調整をしているわけではない。
- 4 感染症対策のうち入院の協力金や、感染防止対策としての事業者に対する協力金の支給事業など、主に令和3年度の実施計画に記載した事業の実績額が確定したことによる。これらは令和3年度の事業で、新型コロナウイルス感染症の感染動向が不透明であったことから、不足が生じないよう十分に予算額を確保して国に対して事業計画を出していたが、見込みを下回ったことにより、今回返還金が生じた。

金野委員

- 1 第23号議案について、基金の現時点の残高と新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じた者が金融機関から受けた融資に係る利子補給に要する経費の財源に充てられるために積み立てられる資金はどのくらいになるのか。
- 2 第24号議案について、先ほど藤井委員の質疑に対して、計画的に定数を増やしていくことに取り組んでいるという答弁があったが、配置基準を満すためにどのような計画を立てているのか。
- 3 第45号議案について、監査テーマは、これまで重複して外部監査を受けている分野もあれば外部監査を受けていない分野もある。包括外部監査人の得意分野などもあると思うが、包括外部監査人を選定する際に、監査テーマの選定については考慮しないのか。

財政課長

- 1 令和5年度末の残高見込みは、約176億円である。そのうち、利子補給に要する経費の財源に充てられる残高は、約62億円である。

行政・デジタル改革課長

- 2 計画を立てることは難しい。厚生労働省から、虐待の件数や人口規模に応じて標準数が示されているが、標準数を満たすことが目標である。
- 3 外部監査の性格上、県で監査テーマを設定して、県に有利な発言をする包括外部監査人を選定することはあってはならない。包括外部監査人を選定する段階において、監査テーマを考慮することはない。

金野委員

結果的に、包括外部監査をこれまで一切受けていない分野が生じてしまうことについて、どのように考えているのか。

行政・デジタル改革課長

包括外部監査人の求めに応じて監査テーマについて意見交換することもある。また、監査テーマの決定に当たっては、監査委員と意見交換をした上で決定しており、できるだけ外部監査を受けていない分野ができないように取り組んでいる。

蒲生委員

第24号議案について、新型コロナウイルス感染症対応の体制見直しにより67人減員となっているが、今後、新たにパンデミックが起きた場合にどのように対応するのか。

行政・デジタル改革課長

県による入院調整や特例臨時接種などの事務が終わったことから減員するものである。一方で、現場の最前線で働く保健師については、新型コロナウイルス感染症対応中に39人増員したが、令和6年4月1日現在でも増員は維持したままになっており、新しく蔓延するような感染症が発生したとしても、危機管理に対応できるような人員体制となっている。

白根委員

- 1 第23号議案について、令和2年度に企業局の地域整備事業会計から借りた100億

円はどのように返済していくのか。

- 2 金野委員の質疑に対して、利子補給に要する経費の財源に充てられる残高が約62億円であるとの答弁があったが、これまでにどのぐらい活用したのか。

財政課長

- 1 企業局への返済については、5年据置後の10年償還という約款を結んでいる。約款どおり、一般会計の中から財源を措置して償還する予定である。
- 2 これまで制度融資に約32億円活用している。

白根委員

利子補給に要する経費の財源に充てられる残高約62億円について、今後支出する可能性があるのか。

財政課長

令和5年度までの融資が対象であるが、企業から金融機関への償還は令和6年度以降も続くため、令和10年度までに企業が金融機関に払う利子の補給分として、62億円の残高がある。

【付託議案に対する討論】

なし
